

議案第 29 号

平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 8 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の発行者の中から採択する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和31年法律第182号）第13条及び14条の規定により、採択する必要がある。

平成 31 年度使用墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択 見本本一覧

	出版者名	教科用図書名
1	東京書籍株式会社	新しい道徳
2	学校図書株式会社	輝け 未来
3	教育出版株式会社	とびだそう未来へ
4	光村図書出版株式会社	きみが いちばん ひかるとき
5	日本文教出版株式会社	あすを生きる
6	株式会社学研教育みらい	明日への扉
7	廣済堂あかつき株式会社	自分を見つめる 自分を考える 自分をのばす
8	日本教科書株式会社	生き方から学ぶ 生き方を見つめる 生き方を創造する

議案第30号

平成31年度使用小学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

平成30年8月2日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙の発行者の中から採択する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和31年法律第182号)第13条及び14条の規定により、採択する必要がある。

平成31年度使用墨田区立小学校教科用図書採択 見本本一覧

教科名		出版者名
国語	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	株式会社三省堂
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
書写	1	東京書籍株式会社
	2	学校図書株式会社
	3	株式会社三省堂
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
	6	日本文教出版株式会社
社会	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	光村図書出版株式会社
	4	日本文教出版株式会社 (小学社会)
地図	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社帝国書院
算数	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
	6	日本文教出版株式会社

教科名		出版者名
理科	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
生活	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
	6	株式会社新興出版社啓林館
	7	日本文教出版株式会社
音楽	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
図工	1	開隆堂出版株式会社
	2	日本文教出版株式会社
家庭	1	東京書籍株式会社
	2	開隆堂出版株式会社
保健	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	株式会社文教社
	4	株式会社光文書院
	5	株式会社学研教育みらい

太枠は、現在墨田区で採択している教科書を表す

議案第 31 号

特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 8 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり採択する。

(提案理由)

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 139 条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

墨田区立学校特別支援学級の教科用図書採択について

墨田区教育委員会

1 採択の時期

毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに墨田区教育委員会が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当でないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書（一般図書）を使用することができる。